プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	第 245 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 245 回金融商品専門委員会（2025 年 9 月 17 日開催）において、次の事項について聞かれた意見をまとめたものである。

   (1) 適用時期の検討

   (2) 企業会計基準公開草案第 83 号「期中財務諸表に関する会計基準（案）」（以下「期中会計基準（案）」という。）及び企業会計基準適用指針公開草案第 85 号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」（（以下「期中適用指針（案）」という。また、期中会計基準（案）と合わせて「期中会計基準（案）等」という。）の改正案の検討

   (3) 金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（以下「予想信用損失適用指針」という。）の文案

   (4) 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）の改正案

聞かれた意見

（適用時期の検討についての意見）

2. IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）により整合的な会計方針を選択する場合、システム体制の見直しが必要になることが想定されるため、少なくとも 2 年超の準備期間が必要と考えられる。このため、強制適用の時期について事務局提案の方向性に賛同する。

3. 早期適用の時期について、会計基準の改正等の公表後最初に到来する期末から適用を認めることとする可能性があるか事務局の見解を伺いたい。この点、公開草案の意見を集約した段階で実際にニーズがあるか確認したいと考えている。

（期中会計基準（案）及び期中適用指針（案）の改正案についての意見）

期中財務諸表における注記事項についての意見

4. 事務局提案の全体的な方向性に違和感はない。

5. IAS 第 34 号「期中財務報告」において金融資産の減損についての定めがないこと、及び期中会計基準(案)において重要性があれば注記することも可能とされていることから、期中会計基準（案）等において追加的な注記事項に関する定めを設けないとする事務局提案に同意する。

6. 重要な会計方針の変更に関する注記事項について、予想信用損失適用指針の定めに則るという考え方に基づいて、期中会計基準（案）において追加的に定めを設けないとする事務局提案に同意する。

期中財務諸表における簡便的な会計処理についての意見

7. 期中適用指針（案）の改正案第 3 項について、SICR の判定は期末と同様に行った上で、予想信用損失の算定についてのみ簡便的な取扱いを認めるものか、SICR の判定と予想信用損失の算定の両方に簡便的な取扱いを認めるものかを明確化した方がよいと考える。

8. 期中適用指針（案）の改正案第 3 項の「信用減損していない債権等」という表現について、金融商品会計基準における用語か判断しづらいため、当該債権等の範囲が不明確であり、特に単純化したアプローチを適用した場合の適用が難しいと考える。このため、「信用減損していない債権等」という表現でよいか疑義がある。

9. 期中会計基準（案）第 24 項(4)は、会計上の見積りについて重要な変更を行った場合には、その内容及び影響額を注記するとしており、原則的には会計上の見積もりの変更を行わないものと読める。一方、期中適用指針（案）の改正案第 3 項においては、予想信用損失の算定に使用した仮定等を更新することが原則であり、前年度末の決算において使用した仮定等を使用することが簡便的な会計処理という位置づけとなっている。この点、期中会計基準（案）と期中適用指針（案）の改正案との間で齟齬が生じているように読めるため、この点について説明することを検討して頂きたい。

10. 期中適用指針（案）の改正案第 3 項(1)について、期中適用指針（案）における「貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができる」と平仄があう表現とすることを検討して頂きたい。

（予想信用損失適用指針の改正案についての意見）

11. 第5項（8）の「ノンリコース貸付金」と第18項（10）の「ノンリコース・ローン」について、表現を合わせた方がよい。

12. 第77項について、貸出金と未使用のコミットメントの両方を含む金融商品についての記載を削除したことにより、修正後の表現が第75項の表現と類似していると考える。ここで、第77項はIFRS第7号「金融商品：開示」B8E項における定めが基礎となっていることを踏まえ、金融保証契約と貸出コミットメントに係る予想信用損失は、負債性引当金である旨を追記できないか検討して頂きたい。

（金融商品会計基準の改正案についての意見）

13. 市場金利を下回る金利で貸付金を提供したコミットメントの発行者における貸借対照表の定めの削除に関して、国際的な整合性の観点やIFRS適用企業の観点から、このようなコミットメントは一般的ではないとしてIFRS第9号の定めを取り入れなかった旨の説明を追加した方が会計基準を理解しやすいと考える。

14. 予想信用損失引当金について貸倒引当金という名称を用いることとしているが、予想信用損失引当金は、企業会計原則注解(注18)における引当金の要件とは異なる要件によって計上されるものであり、また、企業会計原則注解(注18)において例示されている貸倒引当金とは内容が異なるものであると考える。このため、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」と同様に、金融商品会計基準の定めが企業会計原則に優先して適用される旨を記載することを検討して頂きたい。

以　上